

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第5回 総会議事録

期日 令和 6年 8月 9日

場所 おいらせ町役場分庁舎

## 第5回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 6年 8月 9日 (金) 午後 4時57分

3. 閉会日時 令和 6年 8月 9日 (金) 午後 5時18分

### 4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松林 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君
13番 袴田 信男 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

### 5. 欠席委員

14番 上久保 辰視 君

### 6. 会議に付した事件

- (1) 報告第11号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第12号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第13号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可申請について
- (4) 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第23号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第24号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (8) 議案第25号 青年等就農計画認定申請に係る意見について

### 7. 会議録署名委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君、16番 川口 勉 君

### 8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳  
農林水産課 主査 山本 皓太

### 9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時57分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和6年度第5回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、14番 上久保 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、1番 日ヶ久保 浩幸 委員、16番 川口 勉 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第11号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、報告第11号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-5ページをご覧ください。</p>

議 長	<p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第11号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第12号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 ( 柏崎事務局長 )	<p>はい。それでは、報告第12号について説明いたします。</p> <p>議案書の2-1と2-2ページについては別紙の方で差替えの分を机の方に置いておりますのでそちらを。そして資料1から4をご覧ください。</p> <p>照会は5件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第12号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第13号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進の認可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第13号について説明します。</p> <p>議案書の3-1ページと3-2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年6月総会で要請を決定した3件について、中間管理機構から認可申請を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>はい。特にないようですので、報告第13号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

事務局

(柏崎事務局長)

はい。それでは、議案第21号について説明します。

議案書の4-1と4-2ページをご覧ください。今月の農地法第3条許可申請は、4件であり、所有権移転が4件です。

番号1は、贈与による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 一川目四丁目の畑、面積は3,575平方メートルとなっております。

番号2は、売買による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 赤田前の田、面積は897平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 深沢二丁目の畑 2筆、面積は合計864平方メートルとなっております。

番号4は、売買による所有権移転です。

同じく資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 深沢二丁目の畑、面積は500平方メートルとな

	<p>っております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>7 番 (吉田委員)</p>	<p>はい。7番 吉田です。</p> <p>今、四つの案件ですけど、1番の人、<span style="background-color: #cccccc;">                    </span>さんが3反5畝の畑もらっているんですけど、これはどういう関係の人ですか。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、お答えします。</p> <p>親族であるということだけ行政書士から聞いておりました。で、あの兄弟の子どもとか、子どもとか様々考えられるんですけども、そこまではちょっと私、聞いておりませんでした。ただその譲渡人の<span style="background-color: #cccccc;">                    </span>さんという方が、<span style="background-color: #cccccc;">                    </span>さんの家にゆかりがあるということだけは聞いております。</p> <p>すみません、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>あとないですか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 2 1 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第 2 1 号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 2 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は取下げ願いの届出があったことから、議案第 2 2 号は欠番といたします。</p> <p>次に、議案第 2 3 号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 ( 柏 崎 事 務 局 長 )	<p>はい。それでは、議案第 2 3 号について説明します。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和 6 年 7 月 2 6 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>権利の内容は、売買が 1 件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は 1 筆で、面積は 1 2, 8 4 3 平方メートル (約 1. 2 ヘクタール) となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>



議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第23号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第23号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第24号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、吉田委員の後継者が当事者となっている事案がございます。議案第24号 番号13は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田委員は一時退出をお願いします。</p> <p>(吉田委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、吉田委員の後継者が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは、議案第24号 番号13について説明します。</p>

<p>(柏崎事務局長)</p>	<p>議案書の7-6ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権の設定が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は7筆で、合計面積は15,591平方メートル、約1.5ヘクタール、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田委員の入室を認めます。</p> <p>(吉田委員 入室)</p>
<p>議長</p>	<p>吉田委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第24号 残りの事案について説明いたします。</p> <p>議案書の7-1から7-8ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が9件、賃借権の設定が8件となっております。これにより集積される農地は90筆で、合計面積は145,086平方メートル、約14.5ヘクタール、設定期間は3年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第24号残りの事案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第24号残りの事案を原案どおり決定いたします。次に、議案第25号「農業経営改善計画認定に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第25号について説明します。 議案書の8ページと別紙資料をご覧ください。 おいらせ町長より、令和6年7月25日付けで農業経営改善計画認定について意見を求められております。詳しくは担当の山本から説明いたします。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>農林水産課の山本と申します。 就農計画認定申請書について、ご説明します。■■■■さんの計画について。 ■■■■さんは、令和6年9月から新たに独立・自営就農自営支援を開始する方です。経営開始後は施設栽培によるミニトマトを中心に、冬場は葉物野菜を作付けする予定で、それに向けて令和5年5月から令和6年8月まで、営農大学校で、■■■■の■■■■氏の下で研修を済ましております。■■■■氏には、経営開始後も師事を仰ぐ予定です。 農地は、■■■■の■■■■氏のトマトハウス付近にすでに確保しており、農業経営発展支援事業を活用し、パイプハウスを購入する予定です。機械や資材の購入については、新規就農者向けの事業である農業経営発展支援事業を活用して揃えていく予定です。 農業経営の構成員としては、とりあえず1名で、■■■■氏の協力を得ながら作業にあたる予定となっております。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>はい、2番 馬場です。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>数字の中の、1ページなんですけども…現状、目標値の、真ん中辺の「農業所得」ですね。これ、点7千円というのは、これ21万…218万7千だ。どう書いているんだべ、金額。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>これは、あのコンマの場所がずれてまして…</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>ずれてるべ。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>218万7千円。</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>2の次にさ、コンマがくるべ。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>そうですね。ずれていました。</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>あの、2ページ…3ページ目も何か、コンマがずれているのがあったらしいです。じゃ、分かればいいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、あとございませんか。</p>

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>はい、5番 沼館です。</p> <p>目標を達成するために必要な措置ということで、資金があるんですけども、1, 2ページ目かな。資金名のところに「経営発展資金」とあります。4点。それとその下に「青年等就農資金」とありますけど、この資金はどこから出ておりますか。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>これはですね、国と県それぞれから補助が出ていまして。その計画資金について総事業費の補助4分の3が、国からの補助です。その資金を使って、設備を揃えるということになっております。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>資金が国と県から出ているということですか。町からは出ていないということですか。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>今のところ、国の4分の3の補助金ですという形です。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>国から4分の3ということですか。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>はい。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>で、この青年等就農資金も国から4分の3ということですか。ということは、県からは一切出ていないということですか。</p>

	<p>(説明修正)</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>この事業の負担割合だったんですけども、総事業費の2分の1からが国からで、総事業費の4分の1が県から、足して4分の3がこの事業の負担率となります。そして残りの4分の1が農業者の自己負担となります。</p>
<p>5 番 (沼舘委員)</p>	<p>するとこの資金というのは本人が4分の1負担すれば、あと4分の3は一切払わなくても良いということですか。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>5 番 (沼舘委員)</p>	<p>青年等就農資金も一緒。</p>
<p>農林水産課 (山本主査)</p>	<p>この事業全体として、そういったお知らせになっております。</p>
<p>5 番 (沼舘委員)</p>	<p>わかりました。はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>あとございませんでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第25号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第25号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第5回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後5時18分